

庁議の概要

開催日：H16.8.11

項目

- 1 少年非行、DV等の概況と対策【県警本部】
- 2 職員の賠償責任等について【政策推進担当】
- 3 MOT（マネージメント・オブ・テクノロジー）について【産業技術担当】
- 4 その他

内容

- 1 少年非行、DV等の概況と対策

県警本部長より概況の報告を受けた後、意見交換を行った。

【説明内容】

少年犯罪

- ・本年上半期の傾向として、シンナー吸引による摘発が減少、く犯・不良行為少年数が対前年同期比較で、補導を行う回数が増えているにもかかわらず900件減少している。
- ・通常、高知県の件数は全国のワースト4に入っている。
- ・中高校生の刑法犯が増えていて、このことは親の監護能力というよりも、子どもを監護するという意志が無くなってきていることに原因があるのでは。
- ・少年非行の問題は件数の増減に過敏に反応せず、手を抜かず、気長に取り組むことが必要。
- ・「少年非行抑止根源対策三づくり活動」

非行を許さない地域の文化づくり、非行を防ぐ環境づくり（万引き、自転車泥棒をさせない）、非行を拒む少年づくり

- ・警察から教育関係者への情報提供をしてこなかった。このことは以前に免許センターが学校関係者に対して閲覧を許し、個人情報取り扱いについて訴訟が起こったことに起因している。平成2年に高松高裁判決で勝訴した。県警としても、何らかの情報共有、教育関係者との連携の必要は認識しており、平成14年2月に運用指針を改訂し、事案を類型化し報告するものを定めてはいるが、捜査に係る情報や個人情報なのでどこまで出すかが議論のあるところ。

DV（ドメスティックバイオレンス）、ストーカー行為

- ・対策としては始まったばかりで数の増減に一喜一憂すべきではないが、一定件数は存在する。
- ・警察として相談にどこまで関わるか難しいところである。

児童虐待

- ・平成15年に2件の報告があり、内1件について捜査を行った。
- ・本県においては顕在化していない。

【主な意見】

- ・与えたくない情報の氾濫、親の監護能力の低下、地域の育てる力の低下など教育環境は悪くなるばかり。教育現場からの切り口だけでは対応しきれなくなっている。
- ・個人情報保護条例によると、警察から教育への情報提供がしがたい状況。
- ・学校・家庭・地域の連携をあきらめず、ずっととり続けることが重要。
- ・こども条例の制定は学校・家庭・地域の連携に対して大きな力となる。（条例の中で作成することとなっている計画で、具体的な取り組みがされる）
- ・荒れる学校問題は都市部で顕著になっている。高知市内の2中学校でモデル的な取り組みを行っている。
- ・関心を持たない層をいかにこちらに向かせるかが鍵となる。

- ・こういった流れが自然に戻ることはない。強制的な仕掛けが必要。鹿児島県の取り組みは参考になるのでは。条例制定を契機に新たな取り組みを起こすことが必要なのは。
- ・TV、雑誌等の情報に冒されない教育を行うこと、すなわち子どもに情報を見分け聞き分ける力を授けることが必要。一定以上は自然と身に付くであろうが、そうでないところに対しては仕組みが必要。
- ・子ども自体の目的意識が希薄になっていることも問題。勉強、スポーツなど高い目的意識があればそういった誘惑に負けなくなる。

2 職員の賠償責任等について

政策推進担当理事より職員の賠償・損失補填に関わる事案の類型、企画振興部長より女子大学の入試採点ミスに係る損害賠償の件の経過等を説明した後、意見交換を行った。

【説明内容】

- ・職員が賠償・損失補填を行わなければならない事案を法的に整理すれば、以下の3パターンになる。
 - 県が相手方に賠償した場合の関係職員に対する求償
 - ア 国家賠償法 1、2 条～求償は故意または重大な過失
 - イ 民法 715 条（不法行為の使用者責任）～求償について判例無し
 - 県が職員から損失を受けた場合の当該職員に対する請求
 - ア 地方自治法 243 条の 2（出納職員、予算執行職員等の賠償責任）
 - ～求償は故意または重大な過失（現金の場合：故意または過失）
 - イ 民法 709 条（不法行為）
 - ～求償は故意または重大な過失とした判例あり
- 住民監査請求による監査の結果、知事などの執行機関等に対して職員に対する求償等の勧告があった場合の措置
 - 地方自治法 242 条～勧告に対する知事等執行機関の判断により求償等
- ・今回の女子大の件は、 - アに該当する。議会常任委員会では職員に対して求償を求めるべきだとの意見があったが、職員への求償は過去の判例等からも「故意または重大な過失」があったとすることは難しいことを説明し、理解してもらった。
- ・しかし、大学という組織のチェック態勢の不備が原因であるならば、更に基金を募るなど大学側に組織としての負担を求めるべきだとの意見があり、大学に伝えるように要請を受けた。
- ・こうした経緯もあり、現学長から負担する旨の申し出があっているが、全庁に関わっていくことでもあり、意見を頂きたい。

【主な意見】

- ・訴訟社会となった現在、法的に責任をとらなければならない場面が多くなってきている。以前は道義的な責任というものの意味もあったであろうが、法的責任を問えないものは割り切るしかないのではないか。
- ・額的に多額な場合には、道義的責任を感じたとしても、現実問題として、職員個々の負担について議論も出来ないのではないか。
- ・個人の判断としては、現学長のような考え方もあるかも知れないが、強制されるべきではないので、このことを先例として使うことは避けるべきである。
- ・道義的ということは本人が何かしらの責任を感じることであるので、その責任に応じた対応をすることを一切閉ざすことはいかがなものか。全てのケースを一律に、法的責任しか問わないとすることには疑問を感じる。
- ・法に定めたこと以上には賠償の責任を問われるべきではないと考えるが、道義的責任は、例えば、何々の振興のために寄付するといった他の形でされる場合に、受け入れないということにはならないのでは。
- ・基本的には法に則って対処すべき。

- ・一定のルールは必要だが、全ての案件に通じるルールづくりは難しいのではないか。
- ・大学側に庁議（組織）の考えをきちんと伝えたうえで、改めて対応を聞いてはどうか。
- ・我々が仕事をしていくうえで、一定の誤りは必ずある。法を踏まえて仕事をしているので、法的な責任以上を求めるべきではない。

【まとめ】

以上のような話し合いのうえ、庁議での共通認識として、基本的には、職員への求償は法的に判断されるべきものであり、それを越えた補填の負担は適当でないことを確認した。

3 MOT（マネージメント・オブ・テクノロジー）について【産業技術担当】

産業技術担当理事から、MOTについて、以下のとおり説明があった。

【説明内容】

- ・経済産業省のプログラムに採択されたMOT研究事業を核として、県内大学や産業界の参加のもとMOT研究会を組織し、8月6日に第一回目の会合を開催した。

4 その他

- ・土木部副部長より8月10日午後5時30分から国道32号が徳島県山城町で上下線とも通行止めになっている件で、高知自動車道を迂回路として無料通行させていることと、解除の予定が13日午前0時であることの報告があった。